

新見市教育委員会 9月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 平成30年9月14日(金) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	小 野 貴美江
委 員	住 本 克 彦
委 員	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	安 藤 暢 重
教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	田 邊 純 孝
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後 3 時 3 0 分 着 席

(平成30年9月14日(金) 午後3時30分から午後4時38分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

高瀬課長 (新見市教育委員会 8 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 2 件、協議・報告 5 件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。
「議第 29 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 29 号 平成 30 年度要保護準要保護児童・生徒就学援助者の申請認定について

上田課長 議第 29 号 要保護準要保護児童・生徒就学援助者の申請認定について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は追加申請で、申請のあった世帯数は 5 世帯、児童生徒数は 8 名です。資料 2 ページに詳細を記載しておりますが、いずれの世帯も新見市就学援助規則における基準である生活保護基準額の 1.5 倍以下になっています。詳細としては、1.0 倍以下の世帯が 4 世帯、1.0 倍を超え 1.5 倍以下の世帯が 1 世帯となっており、申請理由も資料に記載していますのでご確認ください。この資料も後ほど回収します。以上、ご審議をお願いします。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、新見市就学援助規則第 6 条の規定に基づき、この 5 世帯について認定することとし、議第 29 号は承認とします。
次に「議第 30 号」の説明をお願いします。

議第30号 指定学校変更認定解除申請の承認について

上田課長

議第30号 指定学校変更認定解除申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。この教育委員会で指定校変更の承認をいただいていたのですが、保護者から解除の申請が提出されました。5件4世帯分で、1番の方は、小学校を卒業するまでということで承認していましたが、祖父母の状況等がかわり本来の指定校に戻るといふものです。2番目については、就学前からの流れで人間関係を考慮して指定校変更を承認していましたが、本人の状況等から特別支援学級が適当という判断となり、就学指導に係る特別支援教育支援委員会からの判定もあって、保護者も小学校生活を1学期間過ごしてみても特別支援学級のある学校へ通学することが望ましいという考えになったものです。3番目も、1番の方と同じ理由です。4番と5番は兄弟ですが、祖父母のいる学区へ指定校変更を承認していましたが、本来の学区へ転居し放課後児童クラブへ子どもを預けることが出来るようになったので解除するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井委員

結論についてどうこういうわけではないのですが、2番目の方は非常に理性的に判断されて特別支援学級への通学を選ばれたと思いますが、その間の保護者との面談や指導の経過についてわかるものがあれば教えてください。

上田課長

当該学校は、支援が必要な子どもの人数の関係で、支援学級ができなかったという経緯があります。そのため、市費で教育支援員を配置して個別対応が可能な状況を確認してスタートしたのですが、授業の定着についても保護者とも何度も面会していましたが、学校からの提案ということではなく保護者からやはりということで解除の申請が出たように聞いています。

松井委員

やはり個別の児童生徒に対する学校の理解が進んで、保護者と綿密に話し合いというかそういったものが積み重なった結果だと思えるんですが、やはりそういった指導が必要であると、特に支援の必要な児童生徒については担任の先生あるいは教科担当の先生がその児童生徒の特性をきちんと理解して指導されるということが特別に必要なんだと思いました。

上田課長

そういった意味では、担任の先生は非常にこまめに対応されていたように聞きました。ですから、子どもが学校に来たくないといった状況はなかったのですが、参観日の状況を見たり宿題の状況を見て、知的学級であれば教育課程が違いますので、その子に応じたものに変えることが出来ますのでそういった中での学習や生活を望まれたということのよう

です。

松井委員 ありがとうございます。

城井田教育長 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第30号は承認とします。
次に「議第31号」の説明をお願いします。

議第31号 指定学校変更の申請の承認について

上田課長 議第31号 指定学校変更の申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回、3世帯計5名の申請が出ています。1番と2番は兄弟ですが、1番の児童が修学旅行を転居前の指定校で参加することを強く希望されており、修学旅行が終わるまでの期間で申請が出ています。2番の児童は兄弟であるため、一緒に申請しています。3番と4番も兄弟ですが、転居により指定校が変わったものの、本人の今までの学校での生活を尊重したいという希望で申請がありました。5番目は、同一の学校に従兄弟で通学しており、親同士の不和の影響が子どもに出ているため指定校変更の申請が出たものです。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

溝尾委員 基本的なことを伺うのですが、この指定校変更は統一的な判断基準があるのでしょうか。

上田課長 統一的な基準は取扱要項を内部で持っているのですが、転居による場合、それから通学の関係で地理的事情がある場合、特別支援学級の問題等の身体的な事情がある場合、共働き等の家庭の事情がある場合、養育的事情、例えば兄弟が別れるとかいじめや不登校に関わることで、学校での生活に関わることで保護者が判断された場合などが対象で、これなら承認でこれなら不承認という項目が厳密にあるわけではありませんが、保護者の意見を尊重しながら理由があまりにも客観的でないとか保護者が一方的な考えになっているような場合など、委員会で意見をもらいながら承認に至らないケースもあります。

溝尾委員 わかりました。

松井委員 1番から4番までは特にどうこうは思わなかったのですが、5番目の個人的な不和というような場合、例えばそのことが元で学校全体としてもその子どもが疎外感というかいじめまでいかないまでもそのようなこ

とを感じていて、転校させる方がその子のためにより教育的に有効だとかいう理由なら教育的事情による場合ということはよくわかるのですが。

上田課長

このケースについては、学校長の意見書をいただきます。その中で、この話が来た時にどういう手立てをしてきたか、どういう体制で今どういう状況かという情報を得たうえで定例会に付議しています。

松井委員

わかりました。

城井田教育長

このケースは、事務局でも頭を悩ませたようです。最終的に家庭の状況等を十分学校長に把握してもらい、保護者との面談も重ねたうえで最終的には申請を尊重しなければならないという判断になりましたので、ご了承ください。

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第31号は承認とします。
次に「議第32号」の説明をお願いします。

議第32号 新見市就学援助規則の一部を改正する規則について

上田課長

議第32号 新見市就学援助規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。先般の教育委員会でも、入学前準備金の年度内支給について方向性をお伝えしたところですが、それについて実施できるような規則を改正するものです。3ページの新旧対照表をご覧ください。目的や対象者について新入学予定者という言葉を入れたということです。援助の申請については、就学児童生徒を対象に学校を通じて申請書をもっていたのですが、就学前の対象者が出てくるので効率的な事務処理を行うため直接提出することが出来るようにしたいと考えています。以上です。

城井田教育長

このことの周知の方法は、どのように考えていますか。

上田課長

今、議会にこれに係る補正予算を上程しています。補正予算が議決されれば、就学予定者の就学時健診があります。配付するその通知に同封したり、健診で学校に来た時に説明してもらおうよう考えています。具体的にはまだ十分詰めていないのですが、年内には周知して1月には取りまとめて遅くても2月定例会では付議し、判定をお願いしたいと考えています。

城井田教育長

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第32号は承認とします。
次に「議第33号」の説明をお願いします。

議第33号 新見市指定文化財の指定解除について

田邊課長 議第33号 新見市指定文化財の指定解除について説明させていただきます。解除を申請する文化財の詳細は1ページのとおりですが、理由は2ページにあるとおり、倒木により近隣家屋に被害が及ぶ危険性があることから解除申請を行うものです。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

小野職務代理者 木を切り倒すのですか。

田邊課長 所有者の方が、切り倒したいと仰っています。倒木によって自分の家が危険な状況で、解除してもらえれば、速やかに切りたいと思っていますと聞いています。

城井田教育長 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第33号は承認とします。
次に「協第8号」の説明をお願いします。

協第8号 2学期以降の学校訪問について

上田課長 協第8号 2学期以降の学校訪問について説明させていただきますので、資料をご覧ください。ここに書いてある学校が、今年度学事訪問または教育長訪問をしていない学校です。今年度は、昨年度と比較して多いので、全校とは思ってはいるのですがご都合の付く範囲でお願いできればと考えています。昨年度から、ただ学校訪問するのではなく、市内で行っていることを委員の皆様に見ていただきたいということを含め、いろいろな機会をとらえて学校訪問するという考えで実施しています。一覽の日に全て行うということではなく、行くことが可能な日であると考えるいただき、整理したいと思っています。日にちを複数上げている学校もありますので都合の付く範囲でお願いしたいのですが、出来れば英語は見ていただきたいと思っています。それからICT教育にかかわるもの、それから若手教員の様子も見ていただきたいと思っています。この場で細かく調整する時間はないと思いますので、持ち帰っていただき、改めて可能な日を教えていただければこちらで整理して、可能であ

ればお一人2校程度行っていただけると多くの学校に訪問できると考えます。あくまでも都合が付き範囲でお願いします。この学校に行ってみようというご意見もいただければ、設定したいと思っています。授業を見ていただいて、校長と懇談していただく流れになります。1時間から1時間10分程度で、訪問後の報告書の提出もありません。以上です。

城井田教育長 訪問が可能な日を教えていただき、事務局で整理したものを示したいと思えます。

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井委員 この中で、校内研修支援訪問という言葉があるのですが、外部から誰か来られて校内研修を支援するということですか。

上田課長 教育センターから来るケースもありますが、学校教育課の職員が行きます。

松井委員 わかりました。

小野職務代理者 表には午前とか午後とかありますが、はっきりした時間がわかりますか。

上田課長 担当者が現時点で詳細な時間の把握が出来ていないので、時間がはっきりしたら明示します。

城井田教育長 時間の詳細がわかれば委員の皆様もご都合が付けやすくなると思うので、改めてそれを示してください。

上田課長 10月5日（金）以降の日程について時間を明示したものを改めてお配りしますので、またご予定を教えてください。

城井田教育長 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 （無しの声）

城井田教育長 それでは、協第8号の内容は改めて協議することとします。
次に「報第26号」の報告をお願いします。

報第26号 特別支援教育支援委員会の就学指導結果について

上田課長 報第26号 特別支援教育支援委員会の就学指導結果について報告させていただきます。特別支援教育支援委員会を8月3日（金）に開催しました。これは、通常学級に在籍している生徒について、自閉症情緒障がい児学級への転級を考えているということで支援委員会へ諮られたも

ので、客観的なデータ、これまでの指導経過、本人の状況等を踏まえ転級適の結果が出たものです。以上です。

城井田教育長 現在の状況はどうなっていますか。

上田課長 既に転級してます。

松井委員 この報告資料の書き方についてですが、就学指導結果の概略で在学者の指導結果ということなので、支援委員会は8月3日（金）に会議を開かれていろいろな資料を元に判定されて、それを元に学校がされるのか指導された結果が転級を本人が受け入れたという意味ではないのですか。

上田課長 流れは、判定通知が出てそれを元に学校と保護者が面談をします。その後保護者意見を求め、それを踏まえて学校の転級手続きを行います。

城井田教育長 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、次に移ります。次の「報第27号」から「報第31号」までが生涯学習課からの各種行事についての報告になりますので、一括して報告をお願いします。

報第27号 おかやま民俗芸能フェスティバル2018の開催について

田邊課長 報第27号 おかやま民俗芸能フェスティバル2018の開催について報告させていただきます。県下を持ち回りで実施しており、事務局は県の文化財団です。この度新見が当番で、10月21日（日）に13時から開催することとなっています。新見市からは中山八幡神社楽打ち保存会による頭打ちと、神代郷土民謡保存会による太鼓田植を披露します。アトラクションで、哲西の語りべの会の方々による昔話の語りがあります。まなび広場にいみの大ホールで開催します。

報第28号 吉本新喜劇&バラエティショーの開催について

田邊課長 報第28号 吉本新喜劇&バラエティショーの開催について報告させていただきます。これは、山陽放送がテレビ開局60周年を記念して開催を計画しているもので、教育委員会が共催するものです。11月25日（日）に2回講演で行います。1回目が12時から、2回目が15時30分開演です。出演者が一昨日決まりました。新喜劇がスッチー座長で、漫才等については、宮川大輔・花子、桂小枝、次長課長、その他です。既に報道されていますが、チケットは9月2日（日）から今日までが先行販売で、明日から一般販売されます。

報第29号 平成30年度戦略的芸術文化創造推進事業〔文化庁〕バレエシヤンプルウエスト岡山公演「バレエへの誘い 白鳥の湖」の開催について

田邊課長

報第29号 平成30年度戦略的芸術文化創造推進事業〔文化庁〕バレエシヤンプルウエスト岡山公演「バレエへの誘い 白鳥の湖」の開催について報告させていただきます。11月23日（金）の13時からまなび広場にいみ大ホールで開演します。これも共催ですので、是非ご覧ください。

報第30号 ラジオ体操講習会の開催について

田邊課長

報第30号 ラジオ体操講習会の開催について報告させていただきます。昨年度は生涯学習課で実施したのですが、今回は健康づくり課が主管で実施します。主催は一般財団法人簡易保険加入者協会、場所を提供するものです。9月29日（土）午前9時30分から憩いとふれあいの公園屋内ゲートボール場で開催しますので、参加記念品ももらえますので是非ご参加ください。

報第31号 第14回新見市民スポーツ祭の開催について

田邊課長

報第31号 第14回新見市民スポーツ祭の開催について報告させていただきます。毎年この秋に開催するもので、今年は10月7日（日）に各会場で開催する予定です。今回は新たにクアオルト健康ウォーキング、壮年ソフトボール、陸上の3種目が加わりました。大勢の市民の方に参加していただきたいと考えています。以上です。

城井田教育長

ただいま報第27号から報第31号までを一括して報告しました。委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

（無しの声）

城井田教育長

以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長

9月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

（閉会時刻）

（午後4時38分）